



宗像市議会情報セキュリティポリシー

基本方針

令和8年4月

宗像市議会



改訂履歴

施行年月	版番号	改訂理由・内容
令和8年4月	1.0版	策定



目 次

1. 目的	1
2. 定義	1
3. 対象とする脅威.....	1
4. 適用範囲	1
5. 市議会議員の遵守義務	2
6. 情報セキュリティ対策	2
7. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施	2
8. 情報セキュリティポリシーの見直し.....	2



1. 目的

本基本方針は、宗像市議会（以下「議会」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、議会における情報セキュリティ対策の基本的事項を定め、もって情報セキュリティの適正な管理及び運用を推進することを目的とする。

2. 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(5) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(6) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

3. 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、次のものを想定し、必要な情報セキュリティ対策を講じる。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や、部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的の要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4. 適用範囲

(1) 機関の範囲

本基本方針が適用される機関は、市議会とする。ただし、議会事務局については宗像市情報セキュリティポリシーの規定に従うものとする。

(2) 情報資産の範囲



本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ア ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ウ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5. 市議会議員の遵守義務

市議会議員（以下「議員」という。）は、情報セキュリティの重要性を認識し、本基本方針を遵守するとともに、適切な取扱いを行わなければならない。

6. 情報セキュリティ対策

（1）組織体制

議会の情報セキュリティ対策は、議長のもと、議会運営委員会が中心となって推進する。必要に応じて、議会事務局職員等と連携し、実施状況の把握及び改善に努める。

（2）情報資産の分類と管理

議会の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、分類に基づき適切な管理措置を講じる。

（3）物理的セキュリティ

議員に貸与するタブレット端末及び関連機器について、盗難・紛失防止などの物理的対策を講じる。

（4）人的セキュリティ

議員に対し、情報セキュリティに関する遵守事項を明示し、啓発及び教育を行う。

（5）技術的セキュリティ

議員に貸与するタブレット端末のアクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス防止等の技術的対策を講じる。

（6）評価

情報セキュリティ対策の実施状況を定期的に点検し、必要に応じて改善を行う。

7. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

議会は、情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8. 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、本基本方針の改定が必要と認められる場合、または情報技術の進展、脅威の変化、組織体制の改編等により新たな対策が求められる場合には、速やかに本基本方針の見直しを行う。